

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の概要について (第39回、平成29年度第2回)

- 1 日 時 平成29年11月21日(火) 午前9時30分～11時45分
- 2 会 場 ルビノ京都堀川『ひえい』
- 3 出席者 坂元座長、伊藤副座長、康委員、白浜委員、十倉委員、外村委員、森委員
(石津委員、桑原委員、中西委員、藤原委員 欠席)
京都府：人権啓発推進室 山口室長、浅野参事、青山参事他 関係部局職員
- 4 傍聴者 1名

5 議事の概要

(1) 意見交換

① 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)平成30年度実施方針について

資料1により事務局から説明後、人権問題の現状・課題をどう認識するか、また、平成30年度実施方針策定に当たり、考慮すべき視点、盛り込むべき内容について意見聴取。

【委員の意見】

- 来年度方針には、インターネットと人権について強く盛り込んでもらいたい。ネット上の表現について、判例やプロバイダの自主的取組等の状況を踏まえて周知啓発していくことが必要ではないか。
- 人権関連の法整備について、あまり知られていない状況であり、これをどう周知啓発していくかが課題である。

(2) 報告事項

① ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

資料2により事務局から説明後、質疑応答。

【委員の意見】

- ガイドラインの適正な運用に向けて、施設使用承認の判断が難しい場合の相談体制等の庁内体制を整備するとともに、判断の正当性が説明できるような運用をお願いする。

② 「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」の設置について

資料3により事務局から説明後、質疑応答。

③ 宅建業者を対象とした「人権問題についてのアンケート」調査結果について

資料4により事務局から説明後、質疑応答。

【委員の意見】

- 「一概に言えない」との回答が多かったことを踏まえ、次回調査を実施する場合には、その理由を把握できるような設問の工夫を検討されたい。
- 同和地区の問合せを単にタブーとせず、「なぜそう思うのか」と尋ねるなど、宅建業者にも消費者にも考えてもらえるよう、対応を工夫して行ってもらいたい。

【主な質疑・応答】 (○：委員、●：事務局)

(1) 意見交換

① 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）平成30年度実施方針について

- 各事業の予算はどれくらいになるか。可能であれば参考指標として知りたい。
- 来年度予算案は1月中旬頃にまとまってくるが、公表前に報告することは難しい。予算要求状況については12月に主要なものを公表するので、人権に係る予算があれば、おって報告させていただきたい。
- 来年度方針には、インターネットと人権について、強く盛り込んでほしい。ネットにおける表現の自由と人権侵害がここ数年問題になっており、判例も出始めているが、そうしたことはネット利用者を含めて一般市民はあまり知らない。法律や判例、民間の自主規制などでどこまでが表現として許されるのか、府民も判断がつかないのではないかと。
- 先日、座間市で9人が殺害された事件に関連して、ツイッター上のやりとりが問題視されている。規制の話も出ているが、ツイッターが居場所になっている面があることも踏まえたいといけない。行政からネットの世界にアプローチしていくような施策も必要。
- プロバイダ業界でも、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を踏まえて、不当な差別を助長・誘発しないためのガイドライン（「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説」）改訂といった動きも出ている。
一方で、「匿名表現の自由」も含め、憲法が保障する表現の自由と、他者の尊厳を侵害しないこととのバランスをどうとっていくかは専門家の力を借りながら探っていくしかない。
- 専門家や行政の考え方と、若者たちネット利用者との間の意識の溝を埋めることも必要。対策を考えていくことも必要だが、あまり知られていない人権関連法をどう周知啓発していくかが来年度の大きな課題ではないか。
- ヘイトスピーチ対策に係る施設使用ガイドライン策定やLGBTに係る研究会設置といった取組について、その先をどう考えているか。
- インターネット対策について、委員指摘の状況は承知しており、実施方針にも盛り込んで、しっかり取り組んでいきたい。
ヘイトスピーチ対策については、表現の自由との折り合いが難しいところではあるが、まずは府の公の施設では許さないようにするため、ガイドライン策定に取り組んでいる。
LGBTについては、来年夏を目途に、研究会でLGBTが困っていることの事例集をまとめ、理解促進と環境整備を進めるための基盤としていきたい。

(2) 報告事項

① ヘイトスピーチの解消に向けた府の取組について

- 資料2-3のような、元々ある条例等の規定と、今作ろうとしているガイドラインを合わせて、不承認等の判断をしていくという理解でよいのか。
- そのとおり。既存の施設管理条例等の規定とヘイトスピーチ解消法の考え方との間をつなぎ、不承認等を行う場合の判断基準をガイドラインによって定めようとするもの。現在、関係する条例等の規定を精査しているところである。
- 実際の判断を施設長が行うのであれば、判断が難しい場合に人権啓発推進室に相談することを想定しているか。
- 具体の事案が生じれば相談があると想定している。また、人権啓発推進室からも各施設に情報提供していきたい。
- 人権啓発推進室の知らない間にヘイトスピーチが行われてしまったという事例も出てくるかもしれないので、庁内の体制を整えておくことが必要。
また、表現の自由との関連で、不当な不承認だとの反応も予想される。短い時間で判断せねばならないが、判断の正当性が説明できるような運用をお願いする。
- 施設使用により混乱が予見される場合の不承認等は制限的であるべきだが、混乱が発生しなければヘイトスピーチをしても許されるとの誤解を招かないように留意しないといけない。

- 事務手続としては、不承認等が考えられる場合には、本庁の所管部局と人権啓発推進室に報告してもらい、第三者機関の審議を経て不承認等を行う手続きを考えている。施設使用承認にかけられる期間は短いですが、その一方で、大阪市条例に基づくヘイトスピーチ認定は9ヶ月かかっているなど、難しい状況があると認識。また、当日になって急にヘイトスピーチがされるということも想定される。そうした場合は、以降の施設使用の承認に際して考慮するという点で検討している。
- 「差別など人権侵害に関する特設法律相談」は部落差別解消法にも適うもので、ぜひ今後とも継続実施していただきたい。

② 「性的指向と性自認の理解促進等に関する研究会」の設置について

- 研究会の目的は何か。当事者やNPO等を入れた方が議論が深まるのではないかと。
- まずは当事者が何に悩んでいるのかを研究していくため研究会を設置した。当事者にも出席いただき、話を聞いているところ。来年夏をめどに、対応すべき事項の事例集を作成し、研修での活用等を考えている。

③ 宅建業者を対象とした「人権問題についてのアンケート」調査結果について

- 「一概に言えない」というのは肯定も否定もしない都合のいい選択肢。次回調査を行う場合には、理由を記述する設問に誘導する等の工夫を検討されたい。
- 同和地区が忌避される理由について、自由記述欄のようなものからわからないか。
- 調査時の際の自由記述はあまりなかったが、先日行った宅建業者向け研修会のアンケート（集計中）で「一概に言えない」の理由を聞いたところである。

宅建業者にとっては、価格が低い、売れにくいといった状況がなければ同和地区を忌避する理由は特段ないのではないかと考える。一般消費者への啓発を行うとともに、宅建業者が差別を助長しないような対応を行えるよう、両方に対する啓発が必要。
- 役所の同和地区の問い合わせ対応では「そんなことを言うてはダメ」ではなく、「なぜそう思うのか」と尋ねてきた。宅建業界でも、単にタブーとするのではなく、業者にも消費者にも考えてもらえるよう対応を工夫していただきたい。